

多摩市議会基本条例の検証について

多摩市議会基本条例とは

多摩市議会では、市民のみなさんにもっとよく見え、わかりやすく、市民が参画できる議会に、そして合議機関として市民と一緒に考えながらさらにしっかりと議論ができる議会に改革していきたいと決意し、平成19年10月4日に、議会基本条例制定をめざす議会改革特別委員会を設置しました。

特別委員会の中では、議員や議会内だけの議論にしないことを念頭に、市民の意識調査や、意見や提案を収集するための出前議会を開催するなどして議論を重ね、約2年半の検討を経て平成22年3月に多摩市議会基本条例を制定しました。

詳しくはこちらから →



この条例では、議会運営に関する次の基本的事項を定めています。

1. 自治体の意思決定を担う議会の基本原則	4. 討議による合意形成で創造的に意思決定する議会
2. 市民とともに考え、行動する議会	5. 議員の身分、待遇など
3. 二元代表制の一翼を担い責任を果たす議会	6. 最高規範性及び見直し手続

施行10年を機に検証を実施

この条例の第25条では、「議会はこの条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検証する」としています。平成22年3月に議会基本条例を制定し、施行してから10年が経過していることから、令和2年9月に議会運営委員会において検証を開始し、令和3年の1月まで議論を重ねました。



検証の結果

各条文について、「A取組みは十分である」、「B概ねできている」、「Cさらなる取組みが必要」、「D取組みが極めて不十分」の4段階で評価を行いました。その結果、評価の割合はAが36%、Bが34%、Cが30%、Dが0%となり、AとBを合計した全体の7割については概ね取組みができているという評価となりました。残りの3割についてはさらなる取組みが必要との評価となっています。

さらなる取組みが必要と評価された主な項目には、議会が積極的に条例の作成等を提案する「政策提案機能」、意見交換会などの開催により市民意見を聴取する「市民への広報・説明責任・市民参画」、委員会内での自由な討議を指す「委員会における議員間討議」など、11の項目がありました。

この評価については、各会派で意見の割れるものもありましたが、検討の結果、議会運



営委員会としての統一評価を示せるよう協議をおこないました。

また、評価の結果として各会派から指摘された「災害時対応における条例への記載」及び「議会の決算評価」「各常任委員会における政策提案」に関しては、特に早急に対応すべき課題として次年度以降の議会運営委員会でさらなる協議を行うこととしています。他にもさらなる取組みが必要とされた項目や各会派から指摘された項目について次年度以降の議会運営委員会で必要に応じ検討していくこととし、今回の検証を終了しました。

なお、条例第25条第2項には、「検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め適切な措置を速やかに講ずる」としているため、今回の検証の結果を踏まえ、議会運営委員会で必要と認める事項について、今後、さらなる協議を行ってまいります。

検証評価結果はこちらから→

